

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害による 被害を受けられた方々への支援について

2025年12月9日
株式会社エイブル

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
株式会社エイブル(本社:東京都港区、代表取締役社長:吉田 晴雄、以下「エイブル」)では、災害救助法が適用された地域から、被災または被災地からの避難を理由として、下記店舗においてお部屋探しをされるお客様に対し、以下のとおり支援を実施させていただきます。

1. 支援内容

賃貸契約の仲介手数料の免除(半月分)

2. 災害救助法適用地域(法適用日 令和7年12月9日)

適用市町村は、内閣府発表の以下のページにてご確認ください。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.tekiyou.html>

3. 対象者

罹災(りさい)証明書、被災届出証明書を所持または申請されている方

4. 期間

令和7年12月9日から令和8年1月31日迄の賃貸借契約締結分

5. 対象店舗

- ・エイブルネットワーク八戸中央店 (青森県八戸市南類家3-1-21)
- ・エイブルネットワーク盛岡本宮店 (岩手県盛岡市本宮2-21-25)
- ・エイブルネットワーク盛岡中央店 (岩手県盛岡市本町通1-9-31)

5. 本件に関するお問合せ先

各店までお問合せください。

＜弊社ホームページよりご参照ください URL: <https://www.able.co.jp/> ＞

皆様の安全と被災地の早期復興、そして被災された皆様の生活が一日も早く復することをお祈り申し上げます。

【メディアからのお問合せ先】

株式会社エイブルホールディングス 広報室

TEL:03-5770-2618 FAX:03-5414-0675 MAIL:pr@able.co.jp